

新たな特殊車両通行制度の導入について

特殊車両の通行手続

特殊車両通行許可制度

申請
(1経路毎)

申請内容

- 車両情報
- 発着地
- 経路
- 重量

審査

協議(地方公共団体)
※手作業

決裁・許可証発行

許可 (申請した1経路のみ)

通行
(許可を受けた1経路を通行可)

事業者の手続

行政の手続

実際の通行

約20日 (R4年度)

特殊車両通行確認制度(新制度)

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理

車両の登録
(1回のみ)

入力情報

- 車両情報
- ETC2.0
- 重量の把握方法

車両条件の確認

経路の検索(確認請求)
(ウェブでいつでも検索可能)

入力情報

- 発着地
- 経路
- 重量

即時

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)

主経路
代替経路
渡り線

検索結果

- A条件及び許可不要
- B条件 (付設)
- C条件 (付設)
- D条件

※ 主経路、代替経路及び渡り線については、実際には通行条件に応じた色で表示されます

通行
(回答を受けた経路を通行可)

特殊車両通行確認制度の手数料について

登録の手数料

申請1件(1台)につき 5,000円 (5年間有効)

確認の手数料

確認1件につき 600円

※2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認。

○申請者の多様なニーズに対応するため、検索範囲を限定した確認方法にも対応

【検索範囲を都道府県内に限定して確認する場合】

確認1件につき 400円 (1都道府県あたり)

※都道府県内の主要道路すべてを一括して検索・確認。(主要道路=重要物流道路等)

※隣接する都道府県を同時に確認する場合、5県目からは300円/県、15県目からは200円/県)

【一度確認した経路に追加して経路を確認する場合】 (※目的地や経由地の追加等を想定)

確認1件につき 100円 (経路延長10kmまで)

※延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円

特殊車両通行確認制度の通行可能経路の確認方法について

通行可能経路の確認方法は、①経路検索 と ②マップ検索(都道府県単位) があり、利用者の通行形態に応じて選択可能。
さらに、一度確認した通行可能経路に追加して、経路を確認することも可能。

確認方法	内 容	基本的な検索	追加的な検索(手数料は別途)
経路検索※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出発地から目的地までの 主経路 と 代替経路 (それぞれ双方向)を確認 ○ 主経路・代替経路をつなぐ 渡り線(双方向)もあわせて確認 	<p>出発地 目的地</p>	<p>出発地 目的地 新たな目的地</p>
マップ検索※ (都道府県単位)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出発地、目的地を含む 都道府県内の道路網を確認 	<p><一の都道府県の区域></p> <p>出発地 目的地</p>	<p><一の都道府県の区域></p> <p>出発地 目的地 新たな目的地</p>

※ いずれも一年間有効とし、中間部分(ラストマイル以外)は、主要道路(重要物流道路・大型車誘導区間)を確認

特殊車両通行制度の手数料比較

新たな確認制度は、現行許可制度と比較して、使い勝手が良い(早い、簡単、便利)手続き となっている。
現行許可制度 1経路 200円 ⇒ 新たな確認制度 1件 (主経路・代替路・渡り線) 600円

現行許可制度

- 審査に時間がかかる
[申請から許可まで約20日※]
- 申請手続きが煩雑
[申請者が経路を細かく指定]
[申請の都度、車両諸元を入力]
- 許可経路が固定的
[1経路(片方向)ごとに許可]



- すべての道路、すべての車両に対応

許可の手数料
1経路につき 200円
(道路管理者が複数にまたがる場合)

※令和4年度実績

新たな確認制度

- 早い
[オンラインシステムで即時に確認]
- 簡単
[システムが自動的に経路を検索]
[車両登録は初めの一回だけ]
- 便利
[複数経路(双方向)を一度に確認]



※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に

- 情報が電子データ化された道路、登録基準値内の重量・寸法の車両に対応

確認の手数料
1確認につき 600円
(基本検索の場合。別途、登録手数料が必要)